

一八世紀初期、中国東南沿海の海賊活動：『華夷変態』所見の潮州海賊を中心に

邢，万里

<https://doi.org/10.15017/4403431>

出版情報：九州大学東洋史論集. 48, pp.29-43, 2021-03-26. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



一八世紀初期、中国東南沿海の海賊活動

——『華夷変態』所見の潮州海賊を中心に——

邢 万里

はじめに

康熙二二（一六八三）年、鄭氏が清朝に降伏し、翌年には展海令が發布され、中国沿海貿易と海外貿易が拡大するとともに、海賊活動も次第に活発化した。康熙四一（一七〇二）（四）年には、中国東南沿海に比較的大規模な海賊が出現しており、清朝政府はそれに対して、海賊の招撫を行うとともに海防と船舶管理を強化した。

十八世紀の中国沿岸の海賊活動については、従来は実録や檔案などの公式史料や、文人の著作などの漢文史料によって研究が進められてきた。これらの史料には朝廷の海賊対策や沿海部の被害状況などについて詳細な記録が残されているが、海上での海賊活動の実態に関する具体的な記録は必ずしも多くはない。これに対し、江戸幕府の儒官林家が唐船風説書を集成した『華夷変態』には、東南沿海における海賊活動の実態や地方官員の海賊対策について記した記事が含まれている。ただし先行研究では、これらの記事はほとんど紹介されていない。

従来の清代海賊研究では、特に一八世紀後期～一九世紀初期を中心に検討が進められてきた。豊岡康史と王華鋒は広東・福建沿海における海賊被害、朝廷の対策、海商・士紳・沿海住民と海賊との関係について総合的に論じた¹⁾。ダイ

アン・マレは一七九〇年代～一八一〇年代の広東沿海における海賊の組織・連合・社会的構造を論じ⁽²⁾、ロバート・アントニーは社会史の観点から、一八世紀後期の華南地域における、海賊集団と沿海住民との交易活動を分析している⁽³⁾。これに対し、一八世紀初期の海賊に関する研究は少ない。そのなかでは松浦章と鄭広南はこの時期の中国東南沿海における代表的な海賊の事例を概説し⁽⁴⁾、趙偉・王華鋒は山東沿海における海賊活動や福建海賊の動向と、それらに対する康熙帝の対策について論じた⁽⁵⁾。また丁晨楠は朝鮮燕行使が記録した福建海賊の情報を紹介している⁽⁶⁾。

一方、松浦章は『歴代宝案』や『琉球王国評定所文書』により、一八世紀後期～一九世紀前期の中国海賊の琉球船襲撃事件を紹介し⁽⁷⁾、真栄平房昭も『華夷変態』などにより、一七世紀後期における鄭氏集団の琉球船襲撃とそれに関する薩摩藩との交渉を検討した⁽⁸⁾。ただし『華夷変態』所収の一八世紀初期の海賊関係記事は利用していない。また清朝の海賊対策に関しては、劉序楓が清朝の船舶管理政策と海賊対策との関連性を論じている⁽⁹⁾。また李其霖は沿海水師による海賊対策を検討し⁽¹⁰⁾、楊培娜は海賊に備えた「保甲」「澳甲」制度の形成過程を明らかにした⁽¹¹⁾。

総じて、従来の清代海賊研究は主に一八世紀後期～一九世紀初期を対象としており、一八世紀前期の海賊に関する研究は比較的少なく、また朝廷による海賊対策や海賊招撫に関する研究は多いが、海賊活動の実態や地方督撫の海賊対策に関する研究は相対的に少ない。このため本稿では、一八世紀初期における中国東南沿海の状況を概観したうえで、『華夷変態』所収の記事により、康熙四一～四二（一七〇二～〇三）年における中国東南沿海での海賊活動を検討し、さらに康熙四三（一七〇四）年における清朝の海賊招撫と地方督撫の海賊対策について論じることにはしたい。

一 一八世紀初期における中国沿海状況の概観

展海令発布に伴い、対外貿易と沿岸貿易はともに拡大し、江南と華南を結ぶ沿岸海運も活発化した。福建は江南地域の造船業と印刷業に木材と紙を提供し、江南は広東の紡績業に生糸を提供した。江南地域で消費された砂糖とタバコは

ほぼ福建や台湾で生産されたものであり、江南産の生糸は広州からヨーロッパに輸出され、華南産の砂糖は江南各港から日本に輸出された⁽¹²⁾。また華北と東北からは綿花や大豆などが大量に江南や華南に運ばれ、福建・台湾産の砂糖や福建産の茶葉は、華北と東北に大量に運ばれた⁽¹³⁾。江南と華南を結ぶ沿海商船は、主に福建人と潮州人により経営されていた。これらの商船は毎年春夏に福建から北上して、華南産品を江南に供給し、秋冬に南下して、江南の手工業品や華北・東北の農産品を福建・広東にもたらした⁽¹⁴⁾。

一方、正徳新例により長崎に渡航する唐船は急減したが、同時に対日貿易の中心は次第に江南に移動し、とりわけ乍浦が対日貿易の拠点となった。一八世紀初頭までは年間数十艘の唐船が広東、福建、台湾を出帆して長崎へ向かっていたが、その後は広東、福建、台湾の商船も、江浙各港に寄港して商品を仕入れて、長崎へ向かうことが多くなる。帰航時も同様に江南に寄港して日本産品を売却してから広東・福建に帰還した⁽¹⁵⁾。

こうした沿海貿易の発展に対し、清朝の船舶管理制度と海防体制は、必ずしも十分には整備されていなかった。一八世紀初頭には、清朝は出海者を管理するため、外見、年齢、出身を明記した腰牌を船員に配布し、賊船と民間船を区別するために船首に彩色し、船首と船尾に番号を記すことなどを定めた⁽¹⁶⁾。あわせて人民が海賊に転じることを防ぐため、康熙四二（一七〇三）年には沿岸諸港の居住者を管理する「澳甲」制度を定め、康熙四六（一七〇七）年には福建で海船を管理する「船甲」制度を施行し、ついで沿海各省にも普及した⁽¹⁷⁾。

一八世紀初期には、かつて台湾鄭氏と対峙していた沿岸水師の主任務は、沿海の治安維持になっていた⁽¹⁸⁾。清朝は康熙二五・四三（一六八六・一七〇四）年に広東沿海の海防を再編し、特に広東東部の海防を強化した⁽¹⁹⁾。康熙四三年には広東沿海における巡哨制度も制定され、康熙五七（一七一八）年には具体的な巡哨範囲と時期が定められた⁽²⁰⁾。しかし一八世紀初頭の段階では、福建・広東沿海における海防体制や船舶管理はなお十分ではなく、貧困な沿海居民による散発的な海賊活動が、福建・広東沿岸の各地で発生していたのである。

二 康熙四一年、潮州海賊の閩粵沿海での活動

『華夷変態』所収の唐船風説書には、元禄一五（康熙四一、一七〇二）年から元禄一七（康熙四三、一七〇四）年にかけて、広東潮州の海賊の東南沿岸部での活動に関するいくつかの証言が収められている。まず元禄一五年五月二日に台湾を出港した「三十七番台湾船」の供述には次のようにある。

且又広東之内潮州と申所之海辺方、賊船數艘有之、浙江福建表方往来之商船共を悩し申候に付、福建總督之官方賊船為攻罰、兵船を余多差出被申由、私共出船之砌風聞承及申候²¹。

すなわち広東の潮州の海賊が、広東と福建・浙江を往来する船を襲撃し、閩浙總督が討伐のため兵船を派遣したという。一方、五月一五日に寧波を出帆した「四十番寧波船」は、広東沿海の海賊が東南沿海を往来する船を妨げているが、江浙沿海から遠いたため具体的状況はわからないと述べており²²、この時点では潮州海賊の活動は江浙沿海には及んでいなかったようである。ついで五月二九日に厦門を出港した「四十三番厦門船」の供述には、次のようにある。

然ば広東之内潮州と申所之海辺に、賊船余多御座候而、往来之商船を悩し申候に付、福建惣（総）督之官方為鎮務、兵船を差向け申候に付、賊船共皆々広東之辺地江退き申候に付、海上之妨も無御座、商人共安堵仕候²³。

すなわち六月には閩浙總督による討伐をうけ、海賊は「広東之辺地」に退散したという。同様の報告は、つづいて広東・厦門・南京を出航した唐船からも伝えられている²⁴。このうち「四十七番南京船」は「上海之外海にも、賊船之余類有之由風聞仕候得共、私共来朝仕候海路、曾而妨無御座候、定而賊徒共退散仕候と奉存候」と述べ²⁵、海賊が「広東之辺地」に撤収したため、江浙沿海に被害が及ばなかったことを示唆している。

これに対し、元禄一六（康熙四二、一七〇三）年六月一日に長崎に入港した「五十九番厦門船」は、元禄一五年に商売に赴いた蔡寛官の厦門船が、帰国の途中、南澳近海において海賊に襲撃された事件を報告している。

然ば広東之内潮州与申所る海賊余多起り、福建浙江之海上に而、往来之商船を悩し申候由承及申候、然処に廈門方去年咬啗吧近所、馬辰と申所江商売に參、当夏廈門江帰船仕候船頭蔡寬官と申者船、広東之内南澳と申所之外海に而、賊船四艘と互に石火矢を打合申候処に、其内賊徒四五拾人乗組居申候船壹艘、即時に打沈め、壹人も不残溺死仕候。依之三艘之船者逃退き申候。蔡寬官船にも四人傷亡之者御座候得共、無恙廈門江帰着仕候²⁶。

元禄一五年にカリマンタン島南部の馬辰（バンジャルマシン）²⁷から廈門に帰港した蔡寬官の船が、南澳近海で海賊船四艘に襲撃されたが、「石火矢」（火砲）により海賊船一艘を撃沈し、無事に逃れたという。当時、清朝は海外商船の武装について特に法規制を設けておらず、この廈門船も海賊対策のため火砲を装備していたことがわかる。

三 康熙四二年、潮州海賊の閩粵・江浙沿海での活動

翌康熙四二（元禄一六、一七〇三）年春から、潮州沿海では再び海賊が出没しはじめる。まず五月六日に普陀山を出航した「五十一番台湾船」は、次のように報告している。

然者当四月之比る、広東之内潮州与申所之海辺に、賊船数艘催し、福建浙江表に往来之商船共を悩申候由、私共出船之砌風聞仕候。……乍然去年も右之通之賊船、潮州之海辺に数艘催申候処に、諸省之官職に兵船余多被差出候而、被召捕候に付、当年も少々賊船有之候とても、無程退散可仕と推察仕候²⁸。

この台湾船は出港の際に、潮州海賊が福建・浙江を往来する船を襲撃しているという風聞を聞いたという。そのうえで昨年同様に沿海諸省が兵船を出してこれらの海賊船を討伐するだろうという期待を示している。

しかし五月四日に台湾を出航した「五十二番台湾船」は、閩南近海で実際に海賊に遭遇している。その供述には次のようにある。

然ば当年も広東之内潮州と申所之海辺に、賊船余多差出、往来之商船共を悩申候由風聞承申候処に、私共船当月四

日に台湾乗出し候処に、順風故翌五日に閩南之海上迄乗参候得ば、其夜賊船と相見江、式艘遠々見かけ候処に、其内老艘、私共船に漸々近寄申候に付、船中之者共賊船と存、即刻石火矢を仕懸け、打沈め申覚悟仕候、其様子見及申候歟、右二艘之船引取申候²⁹⁾。

すなわちこの台湾船が五月五日閩南沿海に到達したところ、その夜に賊船二艘が現れ、一艘が商船に接近した。商船が直ちに「石火矢」で迎撃しようとしたところ、賊船はそれを見て退散したという。

さらに五月二四日に長崎に入港した「五十五番広東船」の報告には次のようにある。

私共船、右之日限に広東乗り出し申候所に、風不順に御座候而、存之儘難乗渡、数日広東と福建之境大星と申所に碇を入、順風を相待罷在候所に、当月十五日賊船三艘乗寄せ、石火矢を打懸け申候得共、賊船は小船に而御座候上、小石火矢を打申候故、私共船に者子細無御座候、則急に私共船を大石火矢を放し懸申候得ば、即時に賊徒四五人傷亡仕と相見へ申候に付、賊船共不残引退申候故、危き難を遁れ申候³⁰⁾。

五月一五日、惠州帰善県の大星山で三艘の海賊船がこの広東船を襲撃した。この海賊船は小型船であり、「小石火矢」で攻撃を加えたが、商船には被害はなく、「大石火矢」で反撃して海賊船を撃退したという。

ついで「五十五番広東船」と同日に長崎に入港した「五十七番広東船」も、次のように報告している。

広東之内南澳と申所へ滞船仕、順風を見合罷在候処に、当春広東之内潮州と申所より海賊余多起り、所々之海上に而商船を悩し申候。私共船にも賊船三艘乗寄せ、石火矢を打懸け申候に付、私共船も互に石火矢を放し防ぎ申候処に、賊船は小船に而御座候、其上小石火矢を打申候に付、私共船は損じ不申候、其内賊徒三四人、私共船を打掛け申候石火矢に当り、傷亡仕候と相見申候、依之賊船引退申候に付、漸右之難を遁れ、段々凌渡り、尤日本之地何国へも船寄せ不申、直に今日致入津候³¹⁾。

この広東船は、広東東端の南澳島に停泊中、海賊船三艘に襲われた。これらの海賊船も小型船であり、使用した火器も「小石火矢」であり、広東船には被害を与えなかったという。

一方、元禄一六年五月一二日に厦門を出帆した「五十四番厦門船」は、台湾から厦門へ帰航する船が海賊に襲撃された事件を報告している。

厦門を台湾江罷渡り申候商船壹艘、彼地に而商売相遂、厦門江帰国仕候処に、賊船に行逢、船并荷物不殘奪取、乗組之人数は皆々助け、前以海賊ども奪置候漁船に乗せ移し、右之賊徒共引退き申候に付、乗組之者共命を助り申候を幸に存、漸厦門江乗入申候、ケ様之儀共、福建之守護江相聞江申候歟、福建を廣東浙江之官役に飛檄有之、兵船余多差向、賊船共征討有之段風聞仕候、去年も右之通之賊船御座候処に、数省を兵船差向召捕被申候に付、此度も兵船差出し、軍威を振ひ申候はゞ、退散可仕と奉存候³²⁾。

すなわち海賊船が台湾から帰航する厦門船を襲撃し、乗員を海賊船が奪った漁船に移して、乗船と積荷を奪った。このため福建巡撫は廣東・浙江に飛檄を送り、各省が兵船を派遣し海賊追捕に向かったという。また「六十番台湾船」の六月四日付けの風説書には、「私共出船之節承申候所々に而、諸省往来之小船余多奪取申候由風聞仕候」³³⁾とあり、沿岸交易に従事する小型商船がしばしば海賊に襲撃されていたようである。

「五十二番台湾船」や「五十五番廣東船」の風説書では、海賊が「小石火矢」による砲撃を、商船が「石火矢」により撃退したと記されている。江戸時代における「石火矢」とは、おもにオランダから導入された前装砲を指している³⁴⁾。たとえば正徳二(一七一一)年の寺島良安『和漢三才図会』の解説と絵図によれば、「仏狼機」が一六世紀にポルトガルから伝来した後装砲を指すのに対し、「石火矢」はその後伝来した前装砲を指すことがわかる。また松浦史料博物館所蔵の「唐船図」(一七二〇年頃)にも、唐船が装備していた「石火矢」の絵図がある。この「石火矢」も前装砲であり、「南京・寧波・台湾・厦門・廣東・広南・咬啗吧出シ、福州作り、石火矢。本廻り二尺程、末廻り尺程、凡長サ四尺一寸尺不同」という解説が附され³⁵⁾、東南諸省や東南アジアを出航する唐船は、福州で製造されたこの種の「石火矢」を装備していたとする。

上述の潮州海賊の五月下旬以降の動向について、「五十八番南京船」は五月三〇日付けの風説書において、五月には海

賊がまだ出現していないと述べている³⁶⁾。しかし六月四日に泉州を出港した「六十三番泉州船」の報告には、次のようにある。

然ば広東内潮州と申所を海賊起り、福建表之海上に而商船を悩申候由伝承申候処、福建広東浙江之守護を、為征伐兵船を差出被申候故、今程は賊船福建表へは居不申候、定而南京浙江之外海江、退散仕可申と奉存候³⁷⁾。

五月に潮州海賊が福建沿海で略奪を行い、福建・広東・浙江の水師に駆逐されたが、前年とは異なり広東沿海には撤収せず、江浙沿海に移動したという。

また六月六日に普陀山を出帆した「六十四番台湾船」は「此間は南京浙江之海上に、賊船充滿仕候由風聞仕候」と報告し³⁸⁾、他にも、普陀山・上海・寧波を出帆した商船がほぼ同じ情報を報告しており³⁹⁾、六月初旬には江浙沿海で多くの潮州海賊が活動していたことがわかる。

ついで七月二六日に普陀山を出港した「七十七番寧波船」は、次のように供述している。

然ば当春を浙江南京表之海上に賊船余多御座候而、商船を悩申候由承申候に付、私共船此度渡海之内心遣仕候得共、右賊船為追捕、浙江之提督之官を兵船を差出被申候に付、幸に存、洋中迄兵船四艘にて被送出、無滞乗渡申候⁴⁰⁾。

この春から江浙沿海には海賊船が多数出沒し、浙江提督が海賊追捕のために兵船を派遣し、この寧波船を護衛したため、無事に日本に來航できたという。また七月一五日に寧波を出航した「七十八番寧波船」も、「然者当夏浙江南京表之海上に賊船余多有之、商船を悩申候処に、数省之提督之官を海賊為追捕、兵船を指出被申候に付、今程不殘退散仕候歟」と述べ、江浙沿海で海賊船が多数出現したため、各省の水師提督から海賊討伐のため兵船を派遣し、海賊は江浙沿海から退散したと伝えている。

このように康熙四二年には、潮州海賊は四月から、閩粵近海で商船を襲撃していたが、沿海水師に駆逐されて五月下旬には江浙近海に北上し、一か月ほどこの海域で活動した後、水師の攻撃を受けて撤退したことがわかる。

四 康熙四三年、徐榮集團の山東襲撃と清朝の海賊対策

一八世紀初頭に中国沿岸で活動した広東東部の海賊集團のなかでも、康熙四二・四三（一七〇三・一七〇四）年に広東・福建から北上して山東沿海を襲撃した徐榮集團については、多くの漢文史料が残されており、趙偉・王華鋒・丁晨楠などがこの海賊集團の実態と清朝による招撫の過程を詳細に論じている⁽⁴¹⁾。

まず王華鋒の研究により、徐榮集團の海賊活動の経過をまとめておこう。福建平和県出身の徐榮率いる海賊集團は、康熙四二年に広東を出航し、沿岸で商船を襲撃しながら北上した。八月には陳老大らの海賊集團と合流し、山東沿海で商船を略奪したが、一〇月に南下の途中に古雷半島で遭難し、福建雲霄県で知県陳汝成に捕縛された。翌康熙四三年一月、康熙帝は内閣学士常授に海賊招撫を命じ、招撫に応じない海賊は直ちに討伐するように指示した。三月二日には、康熙帝は常授に対し、すでに捕縛された徐榮を連行して福建に赴き、その残党を招撫することを命じた。九月には常授が徐榮残党を招撫したことを報告し、徐榮集團は仁・義・禮・智・信・興の六部により構成され、徐榮は信字号の頭領であつたと述べている⁽⁴²⁾。

丁晨楠によれば、康熙四二年八月に山東で徐榮と合流した陳老大とは、潮州出身の陳尚義を指している。陳尚義は徐榮集團を構成する六部のうち、礼字号の頭目であつた⁽⁴³⁾。丁晨楠は朝鮮使節の燕行録から、この陳尚義に関する記事を紹介している。それによれば、康熙五二（一七一三）年七月、朝鮮の燕行使節団は、北京で陳尚義の部下であつた周錦の「降書」を購入した。この文書は内閣の原本であり、「投誠人陳尚義廣東潮州府人」と明記されていた。徐榮と陳尚義は最初に「広東海豊碣石衛」で賊党を招集していることから、陳尚義は広東潮州出身だと考えられる⁽⁴⁴⁾。

おそらくその後、陳尚義はいったん徐榮と別行動を取り、康熙四二年八月に山東で徐榮と合流したのであろう。それまでは中国東南沿海において、複数の潮州海賊の集團が存在しており、その一つが陳尚義集團であつたと考えられる。

『華夷変態』に記録された、康熙四二年に福建・浙江沿海で商船を襲撃していた潮州海賊とは、この陳尚義であった可能性がある。

このように康熙四一（一七〇二）～四四（一七〇五）年にかけて、広東から山東にいたる沿海部で潮州などの海賊集団の活動が拡大していた。これに対し、朝廷による討伐や招撫と並行して、地方督撫も各種の対策を講じた。『華夷変態』所収の、元禄一七・宝永元（康熙四三、一七〇四）年の唐船風説書には、こうした地方督撫の海賊対策を伝える証言も残されている。

まず二月一八日に上海を出航した「十四番南京船」の報告には次のようにある。

然ば去年、寧波南京之海辺に賊船多く御座候而、商船を悩申候儀、両省之守護、帝都北京江奏達有之候。然処に私共出船之砌、両省之守護江勅書到来候而、商船漁船等之吟味、并に乗組員之人数改、武具等迄厳密に相改、商船等は疑敷儀無之様に証人を立申筈に而、所々之県官江下知有之候由承申候得共、私共儀は、其以前に川口迄乗出居申候故、改を請不申候⁽⁴⁵⁾。

昨年（一七〇四）から江浙沿海では海賊船が多数出現し、商船を襲撃しており、両江総督がこの問題を上奏し、康熙帝の勅書を受けた。両江総督はこの勅書に従い、各地の県官に商船と漁船の乗員や武器を厳格に臨検することを命じた。さらに各商船は疑義がないことを証明する保証人を立てることも要求された。ただしこの南京船は当時すでに黃浦江河口まで出航していたので臨検を受けなかったという。これに対し、翌二月一九日に上海を出航した「二十番南京船」は臨検を受けたことを報告している⁽⁴⁶⁾。

上記の風説書にいう康熙帝の「勅書」とは、『聖祖実録』所収の、康熙四三年正月二一日に下された次の上諭を指すと考えられる。

浙江福建總督金世榮疏報擒獲海寇徐榮等、供出夥衆屯扎情形。上諭大学士等曰、見差内閣学士常授、前往招撫海寇。此事交与常授帶去、即將所獲人内、量遣往招之。此輩原係窃盜、衆亦無幾。春冬嘯聚海島、秋夏揚帆出掠。今往撫

之、彼必歸誠解散、但日後難保其必不嘯聚。若撫之不来、当即興師殄滅⁽⁴⁷⁾。

すなわち康熙帝は海賊徐栄が捕縛されたという報告を受け、さらに内閣学士常授を派遣して海賊集団を招撫し、招撫に応じない者は直ちに討伐することを命じたのである。この上諭には、商船臨検に関する指示は明言されていないが、沿海部の督撫はこの上諭を受けて、海賊対策の一環として、出港する商船に対する臨検を強化したのだと考えられる。さらに、五月一日に台湾を出航した「三十三番台湾船」の中国人は、次のように報告している。

尤も商船は横壺丈八尺以上之船は、諸所江商壳に参候儀難成、只今迄之大船共は、悉く造り替申儀に御座候、其上乗組之人数も一々吟味御座候而、人数多く乗申儀免許無之候、漁船之儀も、別而大船は難成御座候⁽⁴⁸⁾。

これによれば、船幅が一丈八尺以上の船は、各地に渡航して交易することが許されなかったため、商人は大型船を改造している。さらに乗員に対する検査も厳格化され、乗員人数も制限されたという。同様の規制強化は、大型漁船にも適用されている。

このように、徐栄集団の討伐を契機に下された、康熙帝の海賊対策強化を命じた上諭に応じて、沿海督撫は商船に対し、大型船の出航制限、乗員・武器の臨検、保証人の申告などの処置を講じたのである。保証人の申告、乗員と武器の臨検に関する規定は、すでに展海令発布の時点で定められており、船幅の制限は雍正『大清会典』所収の康熙四二年の規定と一致している⁽⁴⁹⁾。ただしそれ以前に唐船風説書ではこれらの措置にはほとんど論及されておらず、こうした対策はそれまで厳格には実施されていなかったようである。

おわりに

以上、本稿では『華夷変態』所収の唐船風説書を主史料として、康熙四一〜四三（一七〇二〜〇四）における潮州海賊の中国沿岸での活動と、それに対する朝廷と地方督撫の対策について検討を加えた。この間、潮州の海賊集団は閩粵

沿海から江浙沿海、さらには山東沿海へと活動を拡大していた。小型前装砲を装備した小型の海賊船は、より大型の前装砲を装備した商船に撃退されることもあった。一方で、徐栄のように広東から山東まで活動範囲を拡大した、比較的大規模な海賊集団も存在し、その招撫・討伐を契機として康熙帝は海賊対策の強化を命じる上諭を下し、沿海督撫はそれに応じて大型船の制限、乗員・武器の臨検、保証人の要求などの措置を講じていた。こうした海賊活動の実態や、それに対する沿海督撫の対応などについて、『華夷変態』所収の唐船風説書には、清朝側の史料には記されない独自の情報も提供しているのである。

註

- (1) 豊岡康史『海賊から見た清朝』（藤原書店、二〇一六年）。王華鋒『一八世紀福建海盜研究』（社会科学文献出版社、二〇一七年）。
- (2) Dian H. Murray, *Pirates of the South China Coast 1790-1810*, Stanford: Stanford University Press, 1987.
- (3) Robert Antony, *Like Froth Floating on the Sea: The World of Pirates and Seafarers in Late Imperial South China*, Berkeley: Institute of East Asian Studies, University of California, 2003; Robert Antony, "Piracy and the Shadow Economy in the South China Sea, 1780-1810," in Robert Antony, ed. *Evasive Pirates Pervasive Smugglers: Violence and Clandestine Trade in the Greater China Seas*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2010.
- (4) 松浦章『中国の海賊』（東方書店、一九九五年）。鄭広南『中国海盜史』（華東理工大学出版社、一九九八年）。
- (5) 趙偉「康熙応対山東海域海盜政策的啓示」（『世界海運』二〇一四年七期）。王華鋒前掲『一八世紀福建海盜研究』。
- (6) 丁晨楠「一八世紀初朝鮮燕行使対陳尚義海盜集團的情報収集」（『海洋史研究』一八輯、二〇一八年）。
- (7) 松浦章『東アジア海域の海賊と琉球』（榕樹書林、二〇〇八年）。
- (8) 真栄平房昭「清代中国における海賊問題と琉球」（初出二〇〇四年、『琉球海域史論』榕樹書林、二〇二〇年）。
- (9) 劉序楓「清政府対出洋船隻的管理政策（一六八四～一八四二）」（『中国海洋発展史論文集』九輯、二〇〇五年）。

- (10) 李其霖『見風転舵——清代前期沿海の水師与戦船』(五南圖書出版、二〇一四年)。
- (11) 楊培娜「澳甲与船甲——清朝漁船編管制度及其觀念」(『清史研究』二〇一四年一期)。
- (12) 范金民「明清時代江南与福建広東の經濟聯系」(『福建師範大學學報』二〇〇四年一期)。
- (13) 南北間の商品流通に関しては、加藤繁「康熙乾隆時代に於ける滿州と支那本土との通商」(初出一九四四年、『支那經濟史考証』下巻、一九五二年)、香坂昌紀「清代前期の沿岸貿易に関する一考察特に雍正年間・福建——天津間に行われていたものについて」(『文化』第三五卷一・二号、一九七一年)。
- (14) 范金民「清代潮州商人江南沿海貿易活動述略」(『歴史教育』二〇一六年八期)、「明清時期活躍於蘇州的外地商人」(初出一九八九年、『国計民生——明清社会經濟新析』江蘇人民出版社、二〇一八年)、「清代前期福建商人的沿海北漕貿易」(初出二〇一四年、『国計民生——明清社会經濟新析』江蘇人民出版社、二〇一八年)。山本進「清代広東の商品生産と広西米流通」(初出一九九〇年、『清代の市場構造と經濟政策』名古屋大學出版會、二〇〇二年)。松浦章「清代潮澄商船の活動について」(初出一九九四年、『清代帆船沿海航運史の研究』関西大學出版部、二〇一〇年)。
- (15) 劉序楓「清代前期の福建商人と長崎貿易」(『九州大學東洋史論集』第一六号、一九八八年)。松浦章「清代浙江乍浦における日本貿易と沿海貿易の関連」(初出二〇〇八年、『清代帆船沿海航運史の研究』関西大學出版部、二〇一〇年)。松浦章「康熙雍正時代における上海・寧波の沿海航運」(『関西大學文學論集』第六六卷三号、二〇一六年)。朱德蘭「清開海令後の中日長崎貿易商与国内沿岸貿易」(一六八四―一七二二)、『中国海洋發展史論文集』三輯、一九八八年)。
- (16) 劉序楓前掲「清政府対出洋船隻の管理政策」(一六八四―一八四二)三三八頁。
- (17) 楊培娜前掲「澳甲与船甲」九六―九七頁。
- (18) 李其霖前掲『見風転舵』一二頁。
- (19) 王澐「論一六―一八世紀南澳島の王朝経略与行政建置演変」(『広東社会科学』二〇一八年二期)一三五頁。
- (20) 李其霖前掲『見風転舵』一九〇頁。
- (21) 林春勝・林信篤編『華夷変態』(東方書店、一九八一年)巻二九「三拾七番台湾船之唐人共申口」(元禄一五年五月二三日)二二七

六頁。

(22) 『華夷変態』卷二九「四拾番寧波船之唐人共申口」(元禄一五年五月二七日) 二二七九頁、「廣東之海上に賊船有之、往來之商船之妨に罷成候由伝承申候得共、寧波方は程遠く御座候付、委細之儀相知れ不申候」。

(23) 『華夷変態』卷二九「四拾三番厦門船之唐人共申口」(元禄一五年六月一〇日) 二二八七頁。

(24) 他には『華夷変態』卷二九「四拾四番広東船之唐人共申口」(元禄一五年六月一〇日) 二二八七頁、「四拾六番厦門船之唐人共申口」(元禄一五年六月二日) 二二九〇頁。

(25) 『華夷変態』卷二九「四拾七番南京船之唐人共申口」(元禄一五年六月一四日) 二二九一頁。

(26) 『華夷変態』卷三〇「五拾九番厦門船之唐人共申口」(元禄一六年六月一日) 二三二五～二三二六頁。

(27) バンジャルマシ(Bandjarmasin)はカリマンタン島の南部の港市。漢文史料では馬辰また万丹馬神と記される。陳佳榮・謝方・陸峻岭編『古代南海地名匯釈』(中華書局、一九八四年)。

(28) 『華夷変態』卷三〇「五拾七番台湾船之唐人共申口」(元禄一六年五月一九日) 二三一六頁。

(29) 『華夷変態』卷三〇「五拾貳番台湾船之唐人共申口」(元禄一六年五月一九日) 二三一七頁。

(30) 『華夷変態』卷三〇「五拾五番広東船之唐人共申口」(元禄一六年五月二四日) 二三二一頁。

(31) 『華夷変態』卷三〇「五拾七番広東船之唐人共申口」(元禄一六年五月二七日) 二三二三頁。

(32) 『華夷変態』卷三〇「五拾四番厦門船之唐人共申口」(元禄一六年五月二二日) 二三二〇頁。

(33) 『華夷変態』卷三〇「五拾番台湾船之唐人共申口」(元禄一六年六月四日) 二三二六頁。

(34) 笹間良彦『武家戦陣資料事典』(第一書房、一九九二年) 三二二頁。

(35) 大庭脩「平戸松浦史料博物館蔵「唐船之図」について——江戸時代に來航した中国商船の資料」(『関西大学東西學術研究所紀要』第五輯、一九七二年) 二八頁。

(36) 『華夷変態』卷三〇「五拾八番南京船之唐人共申口」(元禄一六年五月三〇日) 二三二四頁。

(37) 『華夷変態』卷三〇「五拾三番泉州船之唐人共申口」(元禄一六年六月一四日) 二三二九頁。

- (38) 『華夷變態』卷三〇「六拾四番台灣船之唐人共申口」(元禄一六年六月一四日)二三三〇頁。
- (39) 『華夷變態』卷三〇「六拾五番福州船之唐人共申口」(元禄一六年六月一五日)二三三一頁、「七拾五番南京船之唐人共申口」(元禄一六年七月一日)二三三六頁、「七拾三番南京船之唐人共申口」(元禄一六年七月一五日)二三三九頁。
- (40) 『華夷變態』卷三〇「七拾七番寧波船之唐人共申口」(元禄一六年八月五日)二三四二、二三四三頁。また『華夷變態』卷三〇「七拾九番南京船之唐人共申口」(元禄一六年八月一〇日)二三四四頁も参照。
- (41) 王華鋒前掲『一八世紀福建海盜研究』九五、九七頁、趙偉前掲「康熙応対山東海域海盜政策の啓示」、丁晨楠前掲「一八世紀初朝鮮燕行使対陳尚義海盜集團の情報収集」。
- (42) 王華鋒前掲『一八世紀福建海盜研究』九五、九七頁。
- (43) 丁晨楠前掲「一八世紀初朝鮮燕行使対陳尚義海盜集團の情報収集」二六九頁。
- (44) 丁晨楠前掲「一八世紀初朝鮮燕行使対陳尚義海盜集團の情報収集」二八〇、二八一頁。
- (45) 『華夷變態』卷三一「拾四番南京船之唐人共申口」(元禄一七年二月二七日)二三六二、二三六三頁。
- (46) 『華夷變態』卷三一「式拾番南京船之唐人共申口」(元禄一七年三月二日)二三六八頁、「去年南京浙江之海辺に賊船多く御座候に付、北京江奏達有之候故、右賊船為誅罰、北京に飛檄到来仕、商船漁船之人數改、武具等之吟味御座候而、私共船も改に逢申候」。
- (47) 『聖祖仁皇帝実録』卷二一五、康熙四三年正月辛酉条。
- (48) 『華夷變態』卷三一「三拾三番台灣船之唐人共申口」(宝永年六月一日)二三八〇頁。
- (49) 『粵海関志』卷一七、禁令一、商販禁令。雍正『大清会典』卷一三九、兵部二九、職方清吏司、海禁、康熙四二年。劉序楓前掲「清政府対出洋船隻の管理政策(一六八四、一八四二)」三四八頁。楊培娜「遵式」与「定例」——清代前期広東漁船規制の变化与沿海社会」(『清史研究』二〇〇八年二期)七六頁。